

いじめ防止の取り組み

いじめ防止基本方針 (H29.3改訂)

心のアンケート (年3回実施)

- ・ 6月、11月、2月



いじめ防止対策委員会 (年3回+臨時)

- ・ 委員：学校長、教頭、学部主事、生徒指導主事、
学年主任（1・2・3年）、学科主任、養護教諭、
人権教育主任、相談支援部長、
外部専門家（熊本県スクールカウンセラー 高木ひろみ氏）